

平成 30 年 5 月 18 日現在

機関番号：32663

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03161

研究課題名(和文)業務委託型就業者の就業実態と保護の在り方

研究課題名(英文)The Protection of Contract Worker

研究代表者

鎌田 耕一 (KAMATA, Koichi)

東洋大学・法学部・教授

研究者番号：30204605

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：研究成果は、(1)保護すべき業務委託型就業者を、「報酬を得るために発注者から委託を受けて主として個人で業務に従事する者であって、発注者との間に組織的又は経済的従属関係がある者」と定義したこと、(2)保護の内容について、(a)契約内容の決定・変更、解約、役務の瑕疵などの契約ルールの明確化、(b)報酬の支払遅延などの報酬支払確保及び適正な報酬額の設定、(c)災害に対する補償、(d)発注者によるセクシュアルハラスメントなどへの対処が必要としたこと、(3)法的保護を行う場合の方式については、(a)労働者概念の再定義、(b)ガイドラインの策定、(c)立法的対応が考えられるとしたこと、である。

研究成果の概要(英文)：We propose that (1) the term Contract Labor means work performed for a user enterprise by a person (referred to as a "contract worker") where the work is performed by the contract worker personally under actual conditions of dependency on or subordination to the user enterprise and these conditions are similar to those that characterize an employment relationship under national law and practice and where either, (2) Measures shall be taken to promote adequate protection in relation to the payment of amounts due to contract workers for the work performed and to ensure that contract workers receive compensation in case of injury or disease resulting from the performance of contract labor, (3) Measures shall be taken to secure the right of contact worker under either re-definition of employee ,making new guideline for contract workers, or new regulation.

研究分野：労働法学

キーワード：雇用類似の働き方 雇用によらない働き方 フリーランス 業務委託 個人請負 労働者 クラウドソーシング テレワーク

## 1. 研究開始当初の背景

業務委託型就業者は、芸能実演家、建設手間請け従事者、傭車運転手、修理業務委託従事者、出版・編集業務のフリーランス、IT技術者、コンサルタント、在宅ワーカーなど多種多様な形態で存在する。その数は近年拡大しているというが、これに対する本格的な調査はこれまでなされず、その人口及び就業実態は明らかではない。

業務委託型就業者の保護の必要性は近年、国の内外を問わず学術的に広く認められている。例えば、1997/8年に国際労働機関(ILO)は「契約労働条約案」を議論し(条約案は不採択)、その後、2006年にILOは「雇用関係に関する勧告」(第198号)を成立させ、労働法規により保護される者の範囲を拡大する方向性を打ち出した。

国内においては、労働組合法上の労働者性について、オペラ合唱団員、修理業務委託従事者、個人代行店の労働者性を争った三つの事件において、最高裁は労働者性を認める判断を下し、労組法上の労働者を労基法上のそれと比較して広く捉える方向を打ち出している。

しかし、不当労働行為救済制度以外の領域、すなわち、労災補償、解約・雇止め規制、性別等による差別禁止、報酬額の最低保障、失業時の所得補償及び再就職の面では、未だ十分な検討がなされていない。

研究代表者の鎌田は、これまで、労働者類似の就業者である「契約労働者」の保護の在り方を検討し、一部の保護法規の契約労働者への拡張適用を提唱してきた(科研費研究の成果である鎌田耕一編著『契約労働の研究』(2001年)参照)。本研究は、研究対象をさらに業務委託、個人請負で役務を提供する者(業務委託型就業者)に広げ、その人口を推計し、就業意識及び就業条件等の実態を踏まえて、保護の必要性と在り方を、契約の解約・更新拒絶、離職時の所得補償及び再就

職支援、性別等による差別禁止等の領域においてより詳しく検討するものである。

まず、業務委託型就業者の解約、更新拒絶については、法務省法制審議会民法部会が、債権法改正審議のなかで、役務提供契約法の見直しを議論している。役務提供契約の解約規制の必要性について一定の理解があったが、2013年に法務省が示した「中間試案」では、役務提供契約について新たな法制度の導入はなされていない(保護の必要性については、鎌田「労務サービスの法律関係」石田眞・大塚直編『早稲田大学21世紀CEO叢書第6巻 労働と環境』(日本評論社)参照、なお、この論文は法制審議会資料として用いられている。)

業務委託型就業者の労災補償については、現在、特別加入制度を活用するとする説、労災保険法上の労働者概念を拡大する説が出されているが、鎌田は、2010~2012年の科研費研究(前回科研費研究)に基づき、業務委託型就業者のうち労働者に類似する者(契約労働者)を対象とした特別の業務災害補償保険法の創設を提唱している(鎌田「個人請負・業務委託型就業者をめぐる法政策」季刊労働法241号65~67頁)。また、本研究の連携研究者である田中建一は、特別加入制度が業務委託型就業者に対して有効な対策とならないことを明らかにしている(田中建一「労災保険特別加入制度の問題点の検討」季刊労働法241号90~98頁)。

## 2. 研究の目的

本研究は、業務委託など労働契約以外の役務提供契約の下で、報酬を得るために事業主から委託を受けて個人で業務に従事する者(「業務委託型就業者」と呼ぶ)の保護の必要性と在り方を、就業条件等の大規模なアンケート調査の結果をふまえて研究することを目的としている。アンケート調査は、業務委託型就業者の人口推計、就業意識・就業条件等の実態解明を目的とする。

調査結果をふまえて、ドイツ、イギリスの法制度を参考にしながら、とくに、保護されるべき業務委託型就業者の定義、②保護が必要とされる領域、仮に保護すべき場合における採るべき法形式を研究するものである。

### 3. 研究の方法

#### (1) 研究期間全体

本研究は、三年間の研究期間全体で、以下のように研究することを計画している。

まず、就業実態調査及び人口推計の方法、就業実態分析に関する専門家に労働法、民法、社会保障法の専門家を加えた研究会を設置し、当該研究会が、調査の具体的な方法、調査項目等を決定する。そのうえで、業務委託型就業者の人口を推計し、アンケート票を用いたウェブ調査によりその就業実態を明らかにする。

また、本研究は、業務委託型就業者に関する関係者へのヒヤリング調査を行う。海外の業務委託型就業者に関する法制度・運用の実態をヒヤリング調査する。

最後に、本研究は、研究成果を、適宜、日本労働法学会等の学会で報告し専門家と討議しながら、最終的には報告書または書籍の形で公刊し、広くこの問題の周知と議論を喚起することを目標としている。

#### (2) 平成 27 年度

最初の年度において、調査方法、就業実態に関する専門家をメンバーとする研究会を設置した。そして、この研究会メンバーが、アンケート票を用いた実態調査の計画立案を行った。調査はスクリーニング調査と詳細調査の 2 段階に分けて実施した。ウェブ調査は民間の調査会社に委託した。

委託型就業者調査は、委託型就業者の人口を推計するとともに、その就業意識や就業条件等の実態を解明するために実施した。調査対象は、全国の 18 歳から 70 歳までの男女

515,891 人に調査を依頼し、198,576 人から回答を得た。調査方法は、インターネットによるアンケート(スクリーニング調査と詳細調査の 2 段階)による。スクリーニング調査は、委託型就業者に該当するかどうかを判別するためのアンケート、詳細調査はスクリーニング調査によって抽出した「委託型就業者」に対して行う詳細なアンケートである。スクリーニング調査の回答数は 198,576 人で、詳細調査のサンプルは 843 人であった。

「委託型就業者」は以下の 5 項目の基準で抽出している。まず(1)現在の職業が①「個人事業主、自由業、フリーランス(個人商店主、農家除く)」、「法人企業の経営者」、「在宅ワーク、内職」、「シルバー人材センターの会員」、「その他」の具体的な記入から委託型就業者だと判別できる業種(例えば「内職」「委託業務」など)、次に、(2)主な取引先(発注者、委託者)が「事業者(企業、官公庁、各種団体など)」であること、(3)従業員の使用状況について「使用していない」、「同居の親族を使用している」、「同居の親族以外を使用している(1~4人)」であること、(4)仕事の内容について⑩役務を提供していること、(5)労働契約・雇用契約の締結の有無について「結んでいない」という項目で、A;(または または )かつ かつ(または または )かつ かつ の者、B; または の者を、本調査のサンプルとした。

#### (3) 平成 28 年度

28 年度には、業務委託型就業者を組織する団体へのヒヤリング調査と、韓国の特殊形態勤労従事者に関する労災補償制度の仕組み・運用実態について現地調査を行った。

国内の団体としては、出版ネッツ(出版界で働くフリーランスのユニオン)、NHK 労連に調査を行った。

韓国現地調査は、2016 年 2 月に行った。調査対象者は以下の通りである。

- 鄭永薰氏（憲法裁判所責任研究員）
- パク・デギユ（議長）（現）全国建設労働組合・首都圏機械支部・坡州支会長
- 韓国非正規労働センター代表、チョウ・ドンムン先生（韓国カトリック大学・社会学科教授）
- 韓国雇用労働部、開発協力支援チーム アン・ソンス事務官
- 韓国・勤労福祉公団ソウル南部支社（勤労福祉研究院）、チョン・スジン代理
- 韓国経営者総連合会 担当者

#### (4) 平成 29 年度

5 月、日本労働法学会 133 回大会でミニシンポ「委託型就業者の就業実態と法的保護」の学会報告を行い、討議を行った。報告書は、本研究の連携研究者、研究協力者である。その成果は、学会誌 130 号に掲載されている。平成 30 年 2 月に、研究成果報告書『業務委託型就業者の就業実態と法的保護』を製作、公開した。

#### 4. 研究成果

本研究全体の研究成果は以下の通りである。本研究の第 1 の課題は、保護すべき業務委託型就業者（仮に「雇用類似の者」という）の定義であるが、これについては、報酬を得るために発注者から委託を受けて主として個人で業務に従事する者であって、発注者との間に組織的又は経済的従属関係がある者としている。その詳しい定義は、保護内容との関係において確定される。

本研究の第二の課題は、雇用類似の者に対する保護の内容である。これについては、本研究は、委託型就業者は労働者との比較において様々な困難を抱えていることを指摘し、一定の保護の必要性があるとしている。とくに、契約内容の決定・変更、契約解除、契約更新拒否、役務の瑕疵などの契約ルール、②報酬の支払遅延、不払いなどの報酬の支払に関する保護及び適正な報酬額の設定、委

託就業を原因とする災害に対する補償が課題であると指摘している。その他、発注者によるセクシュアルハラスメントなどのハラスメントの対処も必要だとしている。

本研究の第三の課題は、法的保護を行う場合の方式についてである。法的に保護するためには、(a)現行法の解釈による労働者の範囲の拡大、(b)現行の労働者概念の再定義、(c)ガイドラインの策定、(d)立法的対応が考えられる。本研究は、(a)の方式については結論の予見可能性が低いことから実務上の混乱をもたらすおそれがあること、(b)の方式については労働者概念が他の法領域における基礎概念でもあることから、これを再定義することは他の法領域との調整など困難をもたらすこと並びに、保護内容ごとに労働者概念を相対的に定義する意見もあるが、これは行政、実務において混乱をもたらすおそれあること、(c)の方式は、既存の「在宅ワークに関するガイドライン」の適用にみられるように、認知度が極めて低いことから実効性が乏しいと思われることなどから、(d)の立法的対応をとるべきだとしている。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 5 件）

鎌田耕一 非雇用型就業者と法的保護、査読なし、月刊労委労協 728 号（2018 年）23 - 43 頁。

鎌田耕一 日本労働法学会 133 回大会ミニシンポジウム「委託型就業者の就業実態と法的保護」シンポジウムの趣旨と総括、査読なし、日本労働法学会誌 130 号（2017 年）19-22 頁。

長谷川聡 委託型就業者の法的保護

最低報酬保障、解約・契約更新規制を中心に――、査読なし、日本労働法学会誌 130 号（2017 年）23-32 頁。

田中建一 委託型就業者の災害補償、

査読なし、日本労働法学会誌 130 号  
(2017 年) 33-41 頁。

内藤忍 委託型就業者のハラスメント  
からの法的保護、査読なし、日本労働  
法学会誌 130 号 (2017 年) 42-51 頁。

〔学会発表〕(計 4 件)

日本労働法学会 133 回大会 (2017 年 5  
月) ミニシンポジウム「委託型就業者の  
就業実態と法的保護」

報告者

鎌田耕一 ミニシンポの目的

長谷川聡 委託型就業者の法的保護

最低報酬保障、解約・契約更新規制  
を中心に

田中建一 委託型就業者の災害補償

内藤忍 委託型就業者のハラスメント  
からの法的保護

〔図書〕(計 1 件)

鎌田耕一 概説労働市場法 三省堂 2017  
年、208 頁

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

鎌田 耕一 (KAMATA, Koichi)

東洋大学・法学部・教授、  
研究者番号：30204605

(2) 研究分担者  
( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

長谷川 聡 (HASEGAWA, Satoshi)  
専修大学・法学部・准教授

研究者番号：30458632

② 田中 建一 (TANAKA, Kenichi)

東洋大学・大学院・講師

研究者番号：10568637

(4) 研究協力者

村上 義昭 (MURAKAMI, Yosiaki)

内藤 忍 (NAITOH, Shinobu)